

○秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例

(平成8年12月24日条例第25号)

改正 平成10年3月27日条例第10号 平成11年3月8日条例第2号
 平成18年3月9日条例第5号 平成19年8月29日条例第17号
 平成23年12月14日条例第20号 平成24年6月11日条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、重度障害者に対して医療費の一部を助成することにより、重度障害者の健康の維持及び生活の安定に役立てるとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。

(平11条例2・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において重度障害者とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳(以下「身障手帳」という。)の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号(以下「省令別表」という。)の1級又は2級に該当する障害を有する者
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所(以下「児童相談所」という。)又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所(以下「更生相談所」という。)において、知能指数が35以下と判定された者
- (3) 身障手帳の交付を受け、省令別表の3級に該当する障害を有し、かつ、児童相談所又は更生相談所において知能指数が50以下と判定された者
- (4) 身障手帳の交付を受け、その交付の根拠となる身体障害の原因が規則で定める筋ジストロフィーである者
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の表の1級に該当する障害を有する者として精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの

(平11条例2・一部改正、平23条例20・一部改正・追加)

(助成の対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する重度障害者とする。

- (1) 本市が行う国民健康保険の被保険者
 - (2) 本市に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条の規定による住民票に記載されている者であって、規則で定める医療保険各法(以下「医療保険各法」という。)による被保険者、加入者、組合員又はこれらの者の被扶養者であるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな
- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により医療扶助を受けている世帯に属する者
 - (2) 65歳以上である者。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。
 - ア 65歳に達する日前から重度障害者であった者で、その状態が継続しているもの

イ 65歳に達する日前から次のいずれかに該当していた者で、65歳に達した日以後、重度障害者となったもの

(ア) 身障手帳の交付を受けた者

(イ) 児童相談所又は更生相談所において知能指数が75以下と判定された者

(ウ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(3) 前年(1月から7月までの間に第6条第1項の規定による申請をした者)にあっては、前々年の所得(地方税法(昭和25年法律第226号)第4条第2項第1号の規定による道府県民税(同法第1条第2項の規定により都について準用する場合の都民税を含む。以下この号において同じ。))についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得をいう。)が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第26条の5において準用する同法第20条に規定する特別障害者手当における所得限度額を超える者

(平18条例5・全改、平23条例20・一部改正・追加、平24条例12・一部改正)

(助成の範囲)

第4条 医療費の助成の額は、対象者の疾病又は負傷について医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、その規定により対象者が負担すべき額から次に掲げる額を控除した額に相当する額(以下「助成費」という。)とする。

(1) 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律に規定する入院時食事療養費に係る標準負担額

(2) 医療保険各法の規定により定めた定款等で、払戻金、附加給付金その他これに相当するものが支給されている場合は、その額

(3) 他の法令に基づく医療に関する給付を受けることができる場合は、その額
(平10条例10・一部改正・追加、平19条例17・一部改正)

(助成の方法)

第5条 医療費の助成は、対象者が病院若しくは診療所又は薬局等(以下「医療機関等」という。)で医療を受けた場合に、市長がその医療機関等に対し、助成費を支払うことにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める理由により対象者が医療機関等に医療費を支払ったときは、対象者に対し、助成費を支給するものとする。

(医療証の申請等)

第6条 対象者は、医療費の助成を受けようとするときは、加入医療保険を証する書類その他の規則で定める書類を添付して、市長に申請しなければならない。この場合において、対象者が申請することができない事情にあるときは、その対象者の保護者(対象者を現に扶養する者で、生計を一つにするものをいう。)が代わって申請することができる。

2 市長は、前項に規定する申請の内容を審査し、対象者であることを示す証明書(以下「医療証」という。)を交付するものとする。

3 医療証の交付を受けた者は、医療証を医療機関等において医療を受ける際に提示するものとする。

(平11条例2・一部改正)

(助成の期間)

第7条 市長は、対象者に対し、その者に医療証を交付した日の属する月の翌月1日

(その日が月の初日である場合にあつては、その日)から、対象者としての要件を失う日までの間、医療費を助成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、重度障害者が新たに本市に住所を有した日に対象者に該当すると認める場合にあつては、その日から医療費を助成するものとする。

(平23条例20・追加)

(届出の義務)

第8条 医療証の交付を受けた者は、前条第1項の規定により申請した事項に変更があつたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(平23条例20・繰下)

(貸与等の禁止)

第9条 医療証の交付を受けた者は、医療証を他人に貸与し、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(平23条例20・繰下)

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、第三者の行為により生じた対象者の疾病又は負傷に関して対象者が損害賠償を受けたときは、その額の限度において、医療費の助成の全部若しくは一部を行わず、又は既に助成した助成費に相当する金額を返還させることができる。

(平23条例20・繰下)

(助成費の返還)

第11条 偽りその他不正な手段により医療費の助成を受けた者に対しては、市長は、その助成費に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(平23条例20・繰下)

(公簿による確認等)

第12条 市長は、この条例による申請又は届出に添付させる書類により確認する事項を本市が保有する公簿等により確認することができるときは、その公簿等により確認し、その書類の添付を省略させることができる。

(平23条例20・繰下)

(委任)

第13条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

(平23条例20・繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に秦野市医療費助成要綱(昭和58年4月1日施行。以下「要綱」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行前に要綱の規定により交付された医療証は、第6条の規定により交付された医療証とみなす。

附 則(平成10年3月27日条例第10号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成10年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただ

し、次に掲げる規定は、公布の日から施行する。

(2) 第2条中秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例第3条第1項の改正規定

(適用区分)

3 第2条の規定による改正後の秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例(以下「改正後の重度障害者条例」という。)第4条の規定の適用については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に定めるところによる。

(1) 改正後の重度障害者条例第4条第1号の規定 施行日以後に行われた医療について適用し、施行日以前に行われた医療に係る医療費助成については適用しない。

(2) 改正後の重度障害者条例第4条第2号及び第3号の規定 施行日以後に行われた医療について適用し、施行日以前に行われた医療に係る医療費助成についてはなお従前の例による。

(経過措置)

4 施行日前から引き続き医療費の助成を受けることができる者に対し、施行日から平成11年3月31日までに行われた医療については、改正後のひとり親家庭等条例第5条第1号及び改正後の重度障害者条例第4条第1号の規定は、次のとおりとする。

(1) 医療保険各法又は老人保健法に規定する入院時食事療養費に係る標準負担額の2分の1に相当する額

附 則(平成11年3月8日条例第2号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月9日条例第5号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年8月29日条例第17号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月14日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第3条(第2項第3号に係る部分に限る。)の改正規定は、平成24年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に対象者であるものについては、改正後の第3条第2項第2号の規定は、適用しない。

附 則(平成24年6月11日条例第12号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。